

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年（令和7年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（令和7年3月31日まで） |

警視庁生活安全部長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁生企発第325号
令和元年8月30日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について（通知）

警備業法（以下「法」という。）第23条第3項で規定されている国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の運用については、法、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）等で規定されているところ、登録の要件及び講習会の実施基準の細目的な解釈運用基準については、下記のとおりであるので、その適正な実施に努められたい。

なお、「登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について（通知）」（平成27年2月2日付け警察庁丁生企発第58号）は廃止する。

記

第一 法第28条の講習会の実施義務の趣旨

1 「公正に」の趣旨

登録講習機関は、公正・中立な第三者機関である必要があるところ、登録講習機関が正当な理由なく講習会の業務を行わなかったり、受講を拒否したり、特定の者に便宜を図ったりした場合には、受講者や警備業者に不利益を及ぼすだけでなく、検定の適正な実施に支障を来すことから、こうしたことがないよう講習会を「公正に」実施することを義務付けているものである。

2 法第26条第1項第1号に掲げる要件

法第26条第1項第1号は、登録講習機関の行う講習会が、法別表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われることを登録の要件として定めている。これは、講習会が適正に行われるために最低限必要なものを列挙しているものである。

3 国家公安委員会規則で定める基準

登録講習機関の行う講習会が、一定の基準に適合しない方法により行われた場合には、受講者や警備業者に不利益を及ぼすだけでなく、検定の確かな実施に支障を来し、ひいては警備業務の実施の適正を図ることが困難になることから、国家公安委員会規則で一定の基準を定め、当該基準に適合する方法により講習会を実施すべきことを定めたものである。

第二 法第26条第1項第1号に掲げる登録の要件

1 総説

法第26条第1項第1号中「別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて」とは、登録を申請する者が特定の警備業務のいずれに係る講習会を実施する見込みであるかにかかわらず、別表の上欄に掲げる科目ごとにその中欄に掲げられた施設及び設備の全てを用いて行われることをいう。

2 講習会の科目（法別表上欄）

(1) 警備業務に関する法令（法別表上欄一）

「警備業務に関する法令」とは、警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令のほか、講習を行う警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて当該警備業務の実施に必要な法令をいう。

(2) 警備業務の実施の方法（法別表上欄二）

「警備業務の実施の方法」とは、警備業務実施の基本原則、警備員の資質の向上に関することのほか、講習を行う警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて当該警備業務の実施に必要な事項をいう。

(3) 事故発生時の対処要領（法別表上欄三）

「事故発生時の対処要領」とは、護身用具の使用法その他の護身の方法、事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項その他講習を行う警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて当該警備業務に係る事故発生時の対処に必要な事項をいう。

3 講習会の施設及び設備

(1) 警備業務に関する法令についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して講義形式での講習会を行うための講義室をいい、当該講義室が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のもの（登録を受けた後には、同等以上と認められるものを含む。以下同じ。）であるかどうか及び当

該講義室に机、椅子、黒板等が確保されているかどうかで判断する。

イ この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材

警備業務に関する法令について、映像や音響を活用して、分かりやすく、かつ、印象的な講習を行うために必要な視聴覚教材を用いることを求めているもので、具体的にはビデオテープ、DVD、プレゼンテーションソフト等の警備業務に関する法令の概要に関する講習を行うための視聴覚教材をいい、当該視聴覚教材が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び3(1)ウの設備を使用して適正に作動(再生)できるかどうかで判断する。

「その他警備業務に関する法令」とは、憲法、刑法、刑事訴訟法、警察官職務執行法、遺失物法等をいう。

ウ 視聴覚教材を使用するために必要な設備

3(1)イの視聴覚教材を適正に作動させることができるビデオデッキ、DVDプレーヤー、パソコン、プロジェクター等の設備をいい、当該設備が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一であるかどうかで判断する。

エ 法令集その他の書籍

警備業務に関する法令に係る講習を行うための法令集、解説書、教本等の書籍をいい、当該書籍が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載の書籍と同一のものであるかどうかで判断する。

(2) 警備業務の実施の方法についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

3(1)アに同じ。

イ 訓練施設

3(2)ウからコまでに掲げる設備を用いて、登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うことができる十分な広さを有する施設をいい、当該施設が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうかで判断する。

ウ 護身用具

法第17条第1項の「護身用具」と同義であり、危険から身体を守るための用具をいう。具体的には警戒棒、警戒じょう、刺股、楯等が

これに当たり、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な護身用具が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について（依命通達）」（平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号）において定められた基準を満たしたものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

エ 携帯用無線装置

トランシーバー等、警備員が警備員等の間で報告、連絡等を行うために携帯して用いる無線装置をいい、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な携帯用無線装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

オ 警備業務用車両

貴重品運搬警備での伴走による警戒等の警備業務の用途に用いられる自動車等をいい、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な警備業務用車両が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

カ 金属探知機

外部から見えない金属を感知して、手荷物や着衣を開披することなく内部の持込禁止物件等を発見するための装置をいい、固定式金属探知機と携帯用金属探知機がある。空港保安警備業務等金属探知機を用いた警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な金属探知機が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

キ エックス線透視装置

物質への透過力に優れたエックス線を用いることにより、手荷物を開披することなく内部の不審な物件等を発見するための装置をいい、空港保安警備業務等エックス線透視装置を用いた警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要なエックス線透視装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

ク 侵入検知装置

センサーや警報機等を用いて、警備業務対象施設への不審者の侵入等を警備員に知らせるための装置をいい、不審者の侵入等を防止するために当該装置を用いた警備業務の実施の方法について実地の訓練を行うために必要な侵入検知装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

ケ 遠隔監視装置

カメラやモニター等を用いて、警備業務対象施設への不審者の侵入等を警備員が離れた場所から見張るための装置をいい、空港保安警備業務等遠隔監視装置を用いた警備業務の実施の方法について実地の訓練を行うために必要な遠隔監視装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

コ 交通誘導用器材

誘導灯、セーフティコーン、保安柵等、人が車両の誘導を行うための器材をいい、交通誘導警備業務等当該器材を用いて行う警備業務の実施の方法について実地の訓練を行うために必要な交通誘導用器材が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載の交通誘導用器材と同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

(3) 事故発生時の対処要領についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

3 (1)アに同じ。

イ 訓練施設

3 (3)ウからオまでに掲げる設備を用いて、登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して事故発生時の対処要領についての実地の訓練を行うことができる十分な広さを有する訓練施設をいい、当該施設が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうかで判断する。

ウ 護身用具

法第17条第1項の「護身用具」と同義で、危険から身体を守るための用具をいう。具体的には警戒棒、警戒じょう、刺股、楯等がこれに当たり、事故発生時の対処要領について実地の訓練を行うために必要な護身用具が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について（依命通達）」（平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号）において定められた基準を充足したものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

エ 携帯用拡声器

音声を拡大する増幅器とスピーカーを組み合わせた装置で警備員が携帯できる拡声器をいい、事故発生時において被害の拡大を防止するために、同時に多数の者に危険等を知らせるために用いることが想定されることから、携帯用拡声器を用いた事故発生時の対処要領について実地の訓練を行うために必要な携帯用拡声器が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

オ 応急救護用器材

三角巾、添え木等、警備業務対象施設等において負傷者の応急救護を行うために必要な器材をいい、当該器材を用いた事故発生時の対処要領について実地の訓練を行うために必要な応急救護用器材が確保さ

れているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

4 講習会の講師

法別表下欄中「前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者」及び「第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して3年以上従事した経験を有するもの」以外の者で、当該科目の講習を行う上で必要な能力を有する者をいい、具体的には、指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であり、かつ、検定の1級に係る検定合格警備員等が考えられる。

第三 講習会の実施基準（法第28条、検定規則第17条）

1 総説

法第28条が講習会の実施基準として国家公安委員会規則で基準を定めることとしている趣旨は、登録講習機関が行う講習会の課程を修了した者については、検定に係る試験の一部又は全部が免除されることに鑑み、登録講習機関が行う講習会の内容、方法等について一定の基準を定め、講習会の適正な実施を確保しようとするものである。

2 講習会の構成（検定規則第17条第1号）

講習会は、検定の級ごとに講習及び試験に区分して行い、試験は検定規則第17条第3号に掲げるとおり、所定の講習事項について所定の時間以上の講習を行った後に行う。

学科講習は講義形式での講習をいい、実技講習は護身用具、携帯用無線装置等の設備を実際に使用して、その構造や使用方法を習熟するために必要な実地の講習をいう。

試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握するため、学科試験及び実技試験に区分して行うものである。

3 受講申請者の本人確認（検定規則第17条第2号）

受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることの確認は、講習会の受付時等講習会当日において、受講票等に貼付されている写真により受講者の本人確認を行う。

受講票を携帯しない者については、講習会を受講させないこと。ただし、受講票を携帯しないことにつきやむを得ないと認められる事情があ

る場合において、本人であることが確認できたときは受講させることができる。

4 警備業務の種別に応じた講習の実施の趣旨（検定規則第17条第3号）

検定合格警備員となるために必要な知識及び能力を修得するために必要な講習の水準を確保するため、警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別ごとに、最低限講習において実施すべき科目、講習事項、講習時間等について定めているものである。登録講習機関の任意により、更に履修することが適当と認められる内容を付加することもできる。

5 講習事項及び教本（検定規則第17条第3号及び第4号並びに別表第三及び別表第四）

検定規則別表第三又は別表第四に掲げる一級又は二級の講習に係る、講習事項の具体的細目及び当該講習に用いる教本に含まれるべき講習事項の具体的細目は別表のとおりである。

6 講師（検定規則第17条第5号）

「講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答すること」とは、講習の内容に関して受講者から疑問点や不明点等の質問がなされた場合において、講師が、講習中に受講者が質問に係る疑問点を解消し、不明点を理解できるように受講者に分かりやすく説明応答することをいう。

7 試験（検定規則第17条第6号、第7号及び第10号）

(1) 試験の内容・方法等

「試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること」とは、検定規則別表第三又は別表第四に掲げる各科目の講習事項について受講者の知識及び能力を的確に把握できる試験内容、方法、出題数及び採点基準になっているものであることをいい、一級又は二級の警備業務の種別及び試験の区分に応じ、別表に定める講習事項、当該講習事項の具体的細目、出題数及び配点並びに8(2)の試験実施上の留意事項を基準として、受講者が一級又は二級の警備業務の種別及び試験の区分に応じて当該講習事項に規定する知識及び能力を有しているかどうかを的確に把握する上でこれと同等以上の内容、方法、出題数及び採点基準の試験であるかどうかで判断する。

(2) 試験実施上の留意事項

試験は、学科講習及び実技講習の全てに出席した者について行うものとする。

「学科講習及び実技講習の全てに出席した者」とは、検定規則別表第

三又は別表第四の第一欄に掲げる警備業務の種別に応じ、これらの表の第五欄に掲げる講習時間の総計以上に出席した者をいう。

ア 学科試験実施上の留意事項

- 学科試験の試験時間は60分とする。
- 学科試験の実施中に退室した者については、学科試験が終了するまで再入室は認めないこと。ただし、体調不良等やむを得ない理由により一時的に退室する場合には、再入室を認めることとし、退室から再入室まで監督員が付き添うこと。
- 試験問題の表紙の適宜の欄に「試験上の注意事項」等を明記すること。
- 学科試験は、5枝択一式20問の筆記試験により行うものとし、その配点は1問につき5点とし、100点満点とすること。
- 学科試験に用いる試験問題については、警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて別表に定める講習事項に応じた出題数以上の問題を作成しておき、試験の都度、当該複数の問題から所定の出題数を抽出し、又は5枝の配列を入れ替えるなどして、同一の試験問題を用いて複数の学科試験を実施することのないよう配慮すること。
- 試験問題の作成に当たっては、文章の表現等から、正答が容易に推知されないように配慮すること。
- 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に推知されないように配慮すること。
- 学科試験開始前に受講者に試験問題が漏えいすることがないよう、試験問題の印刷、運搬及び保管は、秘密を確実に保持することができる方法により行うこと。
- 択一式の筆記試験であるので、1問につき2個以上の解答をした場合には、その解答は0点とすること。
- 解答が判読し難いなど不明瞭である場合には、その解答は0点とすること。

イ 実技試験実施上の留意事項

- 実技試験の採点業務を行う者（以下「試験員」という。）については、受講者が行う実技試験問題に係る実技に対して、あらかじめ決められた採点基準に従った適正な採点を行い、当該受講者が検定規則別表第三又は別表第四に掲げる各科目の講習事項に規定する能力を有しているかどうかを的確に判定することができる者を選定し、試験業務に従事させること。

- 実技試験の実施に当たっては、試験全体を総括する者、試験員、試験の進行をする者等それぞれの役割を持つ者が相互に連携しなければ、円滑な試験の実施が困難となることから、実技試験実施前の適宜の時期に十分な打合せを行うこと。
 - 試験全体を総括する者は、試験員に対し、事前に実技試験問題、採点基準等について十分に説明をし、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。
 - 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋内、屋外を選択すること。
 - 実技試験における公正性を確保するため、試験員が警備業者又は警備業者の使用人その他の従業者である場合には、当該警備業者又は当該警備業者の使用人その他の従業者である受講者の実技試験の採点を行うことのないよう配慮すること。
 - 公正性の確保のため、会場内に試験実施者以外の受講者が待機できる控室(待機所)等を準備すること。
 - 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不斉一とならないように配慮すること。
 - 実技試験の実施に当たって、受講者の数によっては、適宜班編成をして運用するなど配慮すること。
 - 受講者には、受講票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。
 - 実技試験の開始前に、当該実技試験を受けようとする受講者を集合させ、進行順序、試験上の注意事項、実施要領等について説明し、実技試験を円滑に実施できるように配慮すること。
 - 各種目ごとの実技試験の実施に当たっては、適宜の場所において、「実技試験問題」を受講者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。
 - 試験員その他の実技試験業務に従事する者は、実技試験実施中に受講者と不必要な会話をしないこと。
 - 採点項目が多岐にわたっているため、受講者を交代させる際、試験員の採点時間の確保に留意すること。
 - 次の受講者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。
 - 受講者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。
- ウ 不正行為をした者の取扱い
- 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したと

き、又は、学科試験及び実技試験の終了後、受講者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該者についての得点は0点とすることとし、学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については以後の試験を受けさせないこと。

8 監督員の配置等（検定規則第17条第8号及び第9号）

(1) 監督員及び試験員の配置

学科試験においては、不正行為の防止及び不正行為を行った者への対処のために必要な複数の監督員を配置すること。

実技試験においては、試験員が受講者一人ごとに実技試験の採点を行うこと。

(2) 試験全体を総括する者の配置

厳正公正な試験の実施のため、試験場に試験全体を総括する者を配置し、学科試験においては監督員が不正行為の防止等のため適切な監督業務を行っているかどうか、また、実技試験においては試験員が採点基準に従った適正な採点を行っているかどうかについて監督すること。

9 試験に合格しなかった者への対応（検定規則第17条第11号）

「学科試験又は実技試験に合格しなかった者に対しては、その者が更に1時限以上の学科講習又は実技講習を受けた後でなければ」とは、学科講習に合格しなかった者に対しては、更に1時限以上の学科講習を、実技試験に合格しなかった者に対しては、更に1時限以上の実技講習を行う必要があることに留意すること。

10 その他（検定規則第17条第12号～第14号）

13号中「講習会の課程を修了した者」とは、学科講習及び実技講習を受講し、かつ、学科試験及び実技試験に合格した者をいう。

また、14号中「公示する」とは、公衆が知ることができる状態に置くことをいい、例えばホームページへの掲載等の方法がある。

11 留意事項

本件については、各都道府県警察における取扱いの斉一を期するため、本年11月1日から適用する。